



国民年金の届出を忘れずに！

■問合せ／国保年金課年金担当 ☎22-5111 または米沢年金事務所 ☎22-4220

特に「人生の節目」は注意しましょう！



国民年金マスコット「ネッキーくん」

第3号被保険者
会社員や公務員に扶養されている配偶者



第2号被保険者
会社員や公務員（厚生年金加入者）



第1号被保険者
自営業者や学生、フリーター、失業中の人



国民年金被保険者のグループとは？
(20歳以上60歳未満)

国民年金の被保険者（加入者）は、職業などで3種類のグループに分かれています。就職などで被保険者のグループが変わる人は、届出が必要です。届出をしないと、場合によっては年金を受給できなくなります。

こんなときは届出が必要です！

届出が必要なとき	被保険者のグループ	届出先	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金に加入している人は不要)	第1号	国保年金課 年金担当	印鑑、国民年金被保険者資格取得届 ※1など
就職したとき	第2号	勤務先	届出先へお問い合わせください。
会社員や公務員が退職したとき	第2号から 第1号へ	国保年金課 年金担当※2	年金手帳、印鑑、退職日のわかる証明書 (資格喪失連絡票など)
会社員や公務員である配偶者の扶養になったとき	第3号	配偶者の 勤務先	届出先へお問い合わせください。
配偶者が退職したとき・配偶者の扶養でなくなったとき	第3号から 第1号へ	国保年金課 年金担当※2	年金手帳、印鑑、扶養喪失日の分かる 証明書（資格喪失連絡票など）

※1 20歳の誕生月に日本年金機構から住所地へ送付されます。

※2 国民健康保険と国民年金を同時に手続する人は市民課記録担当に届出をしてください。

年金の受給資格期間が 25年から10年に短縮されました

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。対象となる人に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒で順次請求書をお届けしています。手元に届きましたら、米沢年金事務所にご予約の上、できるだけお早めに手続をお願いします。

年金相談（予約制）のお知らせ

米沢年金事務所では、皆さんの都合に合わせてスムーズに利用できる予約相談を行っています。

■申込み／ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

『わたしと年金』エッセイ募集中！

公的年金の大切さや意義を感じたエピソードなどをご応募ください。

■応募資格／中学生以上

■応募方法／1,000～2,000文字以内にまとめ、郵送で提出してください。また、氏名（ふりがな）、年齢、性別、住所、電話番号、職業（または学校名など）を明記してください。

■その他／内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。応募作品は返却しません。

■応募締切／9月4日(月)※当日消印有効

■応募・問合せ／〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構 相談・サービス推進部サービス推進グループ
「わたしと年金」担当 ☎03-5344-1100

